

て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ うぐい、こい、ふな、うなぎ やまめ、いわな、にじます、 ひめます（鳶沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
渓流魚	手釣り 竿釣り	五,000円	

(二) 納付の方法

易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ易国間漁業協同組合事務所（下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地）に納付すること。ただし、竿釣、たも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証に関する事項

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町一七番地）

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁承認証は、他に貸与してはならない。

遊漁者、遊漁承認証を掲示しなければならない。

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、河口から上流五、〇〇〇メートルまでの区域では川底を撫はんし

てはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならぬ。

遊漁者は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

三十ー 漁業権者の名称及び住所
易国間漁業協同組合 下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地
認可年月日 平成十五年九月一日
漁業権の免許番号 内共第三十三号4 遊漁についての制限の範囲
(一) 漁具、漁法の制限
竿釣、たも網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
たも網	網口径三〇センチメートル以下

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から十一月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
易国間川河口から次のアとイを結ぶ線までの区域 ア 下北郡風間浦村大字易国間字大川目八 七の三地内の左岸に知事が建設した標柱の位置 イ 同村大字易国間字大川目八七の一地内の右岸に知事が建設した標柱の位置	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	一五センチメートル
やまめ、いわな	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料

の払い戻しはしない。

県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の遊漁料を徴収する。

(1) 遊漁料			
魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣	一日	四〇〇円
いわな、やまめ	竿釣 たも網	一年 一日	三,〇〇〇円 四〇〇円
		一年	三,〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ ます、ひめます(篠沼のみ) うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇,〇〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(篠沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五,〇〇〇円
納付の方法			

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ易国間漁業協同組合事務所(下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地)に納付すること。ただし、竿釣、たも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

遊漁承認証に関する事項
遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(3) (2) (1) 遊漁に際し守るべき事項
遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
遊漁者は、河口から上流五、〇〇〇メートルまでの区域では川底を搅はんし

魚種	全長
大畑川赤滝上流の本支流	一月一日から十二月三十一日まで
大畑川上大畑橋から松の木橋までの区域	四月一日から六月三十日まで
禁止区域及び期間	
(四) 全長制限	
次の中の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。	

ではならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(1) 漁場監視員に関する事項
漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(2) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(1)の遊漁料を徴収する。

9 違反者に対する措置に関する事項
(1) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
(2) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十一 1 漁業権者の名称及び住所
大畑町漁業協同組合 下北郡大畑町大字大畑字湊村一九一番地
認可年月日 平成十五年九月一日

2 漁業権の免許番号 内共第三十四号

3 遊漁についての制限の範囲
(1) 漁具、漁法の制限
手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(2) 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるところとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から翌年二月末日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

(3) 禁止区域及び期間
次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
大畑川赤滝上流の本支流	一月一日から十二月三十一日まで
大畑川上大畑橋から松の木橋までの区域	四月一日から六月三十日まで

やまめ、いわな 一五センチメートル

(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

5 (一) 遊漁料

遊漁料の額及びその納付の方法

大畠町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合	
魚種	漁具、漁法
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣
一年	一日 四〇〇円 三〇〇円

ただし、未就学の児童については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(二) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	四〇〇円 五〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじ ひめます（篠沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	四〇〇円 五〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 大畠町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ大畠町漁業協同組合事務所（下北郡大畠町大字大畠字湊村一九番地）、

畠中商店（下北郡大畠町字小目名）又は

大畠町内釣具店（下北郡大畠町字本村町内）に納付すること。ただし、当該

遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）
遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(一) 遊漁料は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
遊漁に際し守るべき事項
遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。

区域	期間
野牛川護岸工事終了点から上流の野牛川本流	一月一日から十二月三十一日まで
野牛川河口から野牛川橋までの区域	十月一日から翌年四月三十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	一〇センチメートル

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十二 1 漁業権者の名称及び住所

野牛漁業協同組合 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五一番地

認可年月日 平成十五年九月一日

2 3 4 漁業権の免許番号 内共第三十五号

2 3 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

魚種	期間
こい、うなぎ	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

5 (一) 遊漁料の額及びその納付の方法

(二) 遊漁承認証

(三) 禁止区域及び期間

(四) 全長制限

(五) 遊漁の方法

(六) 遊漁の期間

(七) 遊漁の区域

(八) 遊漁の方法

(九) 遊漁の期間

(十) 遊漁の区域

(十一) 遊漁の方法

(十二) 遊漁の期間

(十三) 遊漁の区域

(十四) 遊漁の方法

(十五) 遊漁の期間

(十六) 遊漁の区域

(十七) 遊漁の方法

(十八) 遊漁の期間

(十九) 遊漁の区域

(二十) 遊漁の方法

(二十一) 遊漁の期間

(二十二) 遊漁の区域

(二十三) 遊漁の方法

(二十四) 遊漁の期間

(二十五) 遊漁の区域

(二十六) 遊漁の方法

(二十七) 遊漁の期間

(二十八) 遊漁の区域

(二十九) 遊漁の方法

(三十) 遊漁の期間

(三十一) 遊漁の区域

(三十二) 遊漁の方法

(三十三) 遊漁の期間

(三十四) 遊漁の区域

(三十五) 遊漁の方法

(三十六) 遊漁の期間

(三十七) 遊漁の区域

(三十八) 遊漁の方法

(三十九) 遊漁の期間

(四十) 遊漁の区域

(四十一) 遊漁の方法

(四十二) 遊漁の期間

(四十三) 遊漁の区域

(四十四) 遊漁の方法

(四十五) 遊漁の期間

(四十六) 遊漁の区域

(四十七) 遊漁の方法

(四十八) 遊漁の期間

(四十九) 遊漁の区域

(五十) 遊漁の方法

(五十一) 遊漁の期間

(五十二) 遊漁の区域

(五十三) 遊漁の方法

(五十四) 遊漁の期間

(五十五) 遊漁の区域

(五十六) 遊漁の方法

(五十七) 遊漁の期間

(五十八) 遊漁の区域

(五十九) 遊漁の方法

(六十) 遊漁の期間

(六十一) 遊漁の区域

(六十二) 遊漁の方法

(六十三) 遊漁の期間

(六十四) 遊漁の区域

(六十五) 遊漁の方法

(六十六) 遊漁の期間

(六十七) 遊漁の区域

(六十八) 遊漁の方法

(六十九) 遊漁の期間

(七十) 遊漁の区域

(七十一) 遊漁の方法

(七十二) 遊漁の期間

(七十三) 遊漁の区域

(七十四) 遊漁の方法

(七十五) 遊漁の期間

(七十六) 遊漁の区域

(七十七) 遊漁の方法

(七十八) 遊漁の期間

(七十九) 遊漁の区域

(八十) 遊漁の方法

(八十一) 遊漁の期間

(八十二) 遊漁の区域

(八十三) 遊漁の方法

(八十四) 遊漁の期間

(八十五) 遊漁の区域

(八十六) 遊漁の方法

(八十七) 遊漁の期間

(八十八) 遊漁の区域

(八十九) 遊漁の方法

(九十) 遊漁の期間

(九十一) 遊漁の区域

(九十二) 遊漁の方法

(九十三) 遊漁の期間

(九十四) 遊漁の区域

(九十五) 遊漁の方法

(九十六) 遊漁の期間

(九十七) 遊漁の区域

(九十八) 遊漁の方法

(九十九) 遊漁の期間

(一百) 遊漁の区域

(一百一) 遊漁の方法

(一百二) 遊漁の期間

(一百三) 遊漁の区域

(一百四) 遊漁の方法

(一百五) 遊漁の期間

(一百六) 遊漁の区域

(一百七) 遊漁の方法

(一百八) 遊漁の期間

(一百九) 遊漁の区域

(一百二十) 遊漁の方法

(一百二十一) 遊漁の期間

(一百二十二) 遊漁の区域

(一百二十三) 遊漁の方法

(一百二十四) 遊漁の期間

(一百二十五) 遊漁の区域

(一百二十六) 遊漁の方法

(一百二十七) 遊漁の期間

(一百二十八) 遊漁の区域

(一百二十九) 遊漁の方法

(一百三十) 遊漁の期間

(一百三十一) 遊漁の区域

(一百三十二) 遊漁の方法

(一百三十三) 遊漁の期間

(一百三十四) 遊漁の区域

(一百三十五) 遊漁の方法

(一百三十六) 遊漁の期間

(一百三十七) 遊漁の区域

(一百三十八) 遊漁の方法

(一百三十九) 遊漁の期間

(一百四十) 遊漁の区域

(一百四十一) 遊漁の方法

(一百四十二) 遊漁の期間

(一百四十三) 遊漁の区域

(一百四十四) 遊漁の方法

(一百四十五) 遊漁の期間

(一百四十六) 遊漁の区域

(一百四十七) 遊漁の方法

(一百四十八) 遊漁の期間

(一百四十九) 遊漁の区域

(一百五十) 遊漁の方法

(一百五十一) 遊漁の期間

(一百五十二) 遊漁の区域

(一百五十三) 遊漁の方法

(一百五十四) 遊漁の期間

(一百五十五) 遊漁の区域

(一百五十六) 遊漁の方法

(一百五十七) 遊漁の期間

(一百五十八) 遊漁の区域

(一百五十九) 遊漁の方法

(一百六十) 遊漁の期間

(一百六十一) 遊漁の区域

(一百六十二) 遊漁の方法

(一百六十三) 遊漁の期間

(一百六十四) 遊漁の区域

(一百六十五) 遊漁の方法

(一百六十六) 遊漁の期間

(一百六十七) 遊漁の区域

(一百六十八) 遊漁の方法

(一百六十九) 遊漁の期間

(一百七十) 遊漁の区域

(一百七十一) 遊漁の方法

(一百七十二) 遊漁の期間

(一百七十三) 遊漁の区域

(一百七十四) 遊漁の方法

(一百七十五) 遊漁の期間

(一百七十六) 遊漁の区域

(一百七十七) 遊漁の方法

(一百七十八) 遊漁の期間

(一百七十九) 遊漁の区域

(一百八十) 遊漁の方法

(一百八十一) 遊漁の期間

(一百八十二) 遊漁の区域

(一百八十三) 遊漁の方法

(一百八十四) 遊漁の期間

(一百八十五) 遊漁の区域

(一百八十六) 遊漁の方法

(一百八十七) 遊漁の期間

(一百八十八) 遊漁の区域

(一百八十九) 遊漁の方法

(一百九十)

8	(四) 漁場監視員に関する事項	6	(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合	(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
				ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。
				青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合
				たも網 たも網 一日 三,000円 一年 四,000円 三,000円
				わかさぎ すじえび

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ うぐい、こい、ふな、うなぎ やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳴沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円 五,000円
渓流魚			

(二) 納付の方法

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ猿ヶ森漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字猿ヶ森字稻荷林一三番地)又は

四番地)、

竹林喜四郎(下北郡東通村大字猿ヶ森字稻荷林一三番地)又は

杉本正旦(下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代二二番地)に納付すること。た

だし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(3) (二) (一) 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において沼底を攪はんしてはならない。
ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

5	(一) 遊漁料	6	(1) 全長制限	(二) 遊漁期間	9	(一) 違反者に対する措置に関する事項
						(二) (一) 游漁の中止を命じ、又は以後の游漁を拒絶することがある。この場合游漁料の払い戻しはしない。
						(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料をする腕章をつける。

遊漁料の額及びその納付の方法	魚種	全長	期間
わかさぎ	こい、うなぎ、 わかさぎ	二〇センチメートル 三〇センチメートル 三センチメートル	一月一日から十二月三十一日まで 四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで
すじえび	こい、うなぎ、 わかさぎ	手釣、竿釣、 手釣、竿釣、	一日 一日 一年 一日 三,000円 四,000円

遊漁料	魚種	全長	期間
わかさぎ	こい、うなぎ、 わかさぎ	手釣、竿釣、 手釣、竿釣、	一日 一日 一年 一日 三,000円 四,000円
すじえび	こい、うなぎ、 わかさぎ	手釣、竿釣、 手釣、竿釣、	一日 一日 一年 一日 三,000円 四,000円

遊漁料	魚種	全長	期間
わかさぎ	こい、うなぎ、 わかさぎ	手釣、竿釣、 手釣、竿釣、	一日 一日 一年 一日 三,000円 四,000円
すじえび	こい、うなぎ、 わかさぎ	手釣、竿釣、 手釣、竿釣、	一日 一日 一年 一日 三,000円 四,000円

(二) (一) 渔場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。この場合游漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の游漁料をする腕章をつける。

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	全魚種	魚種	遊漁の方法	遊漁料
	あゆ、やまめ、いわな、にじ ます、ひめます(薦沼のみ) うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	手釣り 竿釣り	10,000円
	やまめ、いわな、にじ ひめます(薦沼のみ) うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り		5,000円

(2) 納付の方法

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ猿ヶ森漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四番地)、

竹林喜四郎(下北郡東通村大字猿ヶ森字稻荷林一三番地)又は

杉本正且(下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代二三番地)に納付すること。た

だし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において沿底を攬はんしてはならない。

ブラツクバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

漁場監視員に関する事項

漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示

一年 3,000円

する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(1) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(2) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(1)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十五 1 漁業権者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二

認可年月日 平成十五年九月一日

3 2 漁業権の免許番号 内共第三十八号

4 2 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(2) 遊漁期間

魚種	期間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな、うぐい	四月一日から九月三十日まで

(3) 次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
国道三三八号新小老部橋上流端から河口までの区域	一月一日から十二月三十一日まで
むつ東通線滻の沢橋上流端から上流二七〇メートル(堰堤)までの区域	四月一日から九月三十日まで

(4) 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル